第五項の表の第二号	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
第五項の表の第三号	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
第六項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特例適用共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特例適用共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
第七項	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積

前項の表以外の部分	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
前項の表の第一号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第二号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第六項の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

附則第八条の三の三第一項中「当該軽自動車の」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いている旨が併せて明らかにされて」に改め、同条第二項中「当該軽自動車の」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改め、同条第五項中「当該軽自動車が」を「おいて」に、「ことが記載されて」を「旨が明らかにされて」に改める。

附則第八条の三の四の見出しを「（法附則第三十条第二項第二号の基準等）」に改め、同条第一項から第八項までを削り、同条第九項中「附則第三十条第六項第二号」を「附則第三十条第二項第二号」に、「第十一項」を「第五項」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法附則第三十条第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準とする。